

Q484. 労基法 39 条 1 項の出勤率の算定に際し、産前産後休業期間については、出勤したものとして取り扱うべきでしょうか。

労基法 39 条 1 項の出勤率の算定に際し、産前産後休業期間については、出勤したものとして取り扱われることになります（労基法 39 条 8 項）。

なお、労基法 39 条 8 項では、産前産後休業期間のほか、業務上の災害による休業、育児介護休業の期間についても、出勤したものとみなす旨、規定されています。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎